介護保険特定福祉用具
オーダー品の購入の流れについて

オーダー品を購入する場合には事前申請が必要となります。
該当する場合は、以下の流れに沿って申請を行ってください。

書類はコピー後、
その場でお返しします

介護保険課から事業者に
確認通知をFAXします

事業者 → 事前申請 → 必要性をチェック → 結果 → 事後申請

事前申請の受付(各区)

提出書類
- ・申請書（理由を記載）
- ・図面　※1
- ・写真　※2
- ・利用者に対するオーダー品の見積書
- ・カタログ（ｾﾐｵｰﾀﾞｰの場合）

介護保険課
にて確認

事後申請の受付(各区)

提出書類
- ・申請書（理由を記載）
- ・設置後の写真
- ・カタログ（ｾﾐｵｰﾀﾞｰの場合）
- ・領収証
- ・確認通知　※3

※1 オーダー品の詳細図・室内全体の図面（写真可）・オーダー品設置予定の図面が必要です（全ての図面に寸法の記載が必要です）

※2 オーダーする根拠となる部分にスケールを当てた写真が必要です

※ 償還払いの際、被保険者以外の方の口座に振り込む場合は委任状が必要です

※3 通常の申請に加えて確認通知を添付し提出ください